

2012～2013年度

政策・制度 要求と提言

～災害復興・再生に向けた政策～

～ 目 次 ～

「災害復興・再生に向けた政策」

I. はじめに	1
II. 東日本大震災の概要	2
III. 今回の震災の特徴と影響	4
IV. 災害復興にあたっての連合の考え方	7

政策課題

・ 経済政策	14
・ 税制改革	16
・ 産業政策	18
・ 資源・エネルギー政策	20
・ 雇用・労働政策	21
・ 福祉・社会保障政策	25
・ 国土・住宅政策	30
・ 交通・運輸政策	33
・ ICT（情報通信）政策	34
・ 環境政策	35
・ 食料・農林水産政策	37
・ 消費者政策	39
・ 行政・司法改革	40
・ 教育政策	42
・ 国際政策	44
原子力発電所事故への対応（再掲）	45

「災害復興・再生に向けた政策」

I. はじめに

今回の、東日本大震災はマグニチュード 9.0 という日本観測史上最大の巨大地震であり、その直後に発生した大津波によって、死者・行方不明者併せて 27,000 人を超える大きな被害を与えた。また、福島第 1 原子力発電所での事故は、今なお予断を許さない状況が続いている。

震災発生直後から、自衛隊、警察、消防、海上保安庁を始めとする国、地方自治体の人々や、原発の制御を取り戻すため、東電関係者はじめ多くの作業員が日夜を分かたず活動を続けている。こうした方々の使命感と努力に深く敬意を表したい。

さらには、諸外国から救援のために来日した人々、はげましや見舞いの言葉やカンパ金を送っていただいた I T U C 加盟の組合員をはじめとする、世界の人々の連帯に感謝申し上げたい。

また、今回の震災を機に、家族や地域社会（コミュニティ）の持つ力、人と人とのつながり、信頼や共助の精神など、国民の中にある連帯＝つながり（社会関係資本）を重視するとともに、「自立支援と予防」を軸に、積極的に個人の能力発揮を支援していく「積極的社会保障」の視点が重要であることが、再認識させられた。これはまさに連合が目指すべき社会像としている「働くことを軸とする安心社会」そのものである。

連合は、3 月 14 日に「連合・災害救援対策本部」を設置し、組合員・家族の生命と財産を守るのみならず、労働運動の社会的使命として、被災者救援と復旧・復興に組織の全力をあげて取り組んでいくことを確認するとともに、カンパ活動、ボランティアの派遣、支援物資の提供を行ってきた。政府・政党に対しては、被災者・避難者の生活確保や、国民への情報開示など 6 項目にわたる「緊急要請」を行った。さらには、4 月上旬には「東日本大震災への救済・復旧対策」についての要請も行った。

災害は大別して、市民生活に関わるもの、社会インフラや公共施設に関するもの、企業活動に関わるものがあるが、今回の地震は、このいずれの分野にも大きな爪痕を残している。内閣府の試算によれば今回の大震災の直接的被害総額は 16 兆～25 兆円とされているが、これには原発事故や、それに伴う避難・退避や風評被害、さらには計画停電、夏場の電力供給不足による経済への影響などは含まれておらず、被害総額や経済への負の影響はさらに膨らむ可能性がある。その復旧・復興には、相当の時間と費用がかかることが予想される。

実際の政策の実行に当たっては、復旧と復興に明確な線引きができるものではなく、復旧・復興が一部重なり合いながら進んでいくものと思われる。また、その際には、災害の復旧・復興を最優先にして、既存の政策についても優先順位の見直しが求められることになるだろう。しかし、それは既存の政策そのものが不要になったということではない。

この「災害復興・再生に向けた政策」は連合「2012～2013 年度 要求と提言」の別冊として位置付けられるものである。本冊の「要求と提言」を堅持しつつも、別冊に掲げた政策を優先させることで、政策の実現をはかっていくこととしたい。

その際には、欧州で始まっている「連帯経済」という考え方を「復興・再生に向けた政策」にあてはめることが重要である。「連帯経済」は、競争の論理だけではなく、人々の経済活動に、倫理や連帯という価値観を取り入れようとするものであり、①倫理的金融、②フェアトレード、③責任消費の考え方で成り立っている。連合は、2008年9月の世界同時金融危機（リーマンショック）に際して発したメッセージ「希望の国日本へ舵を切れ」において、社会的公正や安心・安全が社会の岩盤であること、効率と競争最優先の価値観から公正と連帯を重んじる日本をめざして大きく舵を切るべきであることを指摘した。連帯経済は、このような連合の考え方に通じるものである。

II. 東日本大震災の概要

1. 大地震

- ・2011年（平成23年）3月11日14時46分、三陸沖の深さ約24kmで発生したM9.0の太平洋プレートと北米プレート境界域における逆断層・海溝型地震。
- ・気象庁発表によるM9.0は地震の規模としては1923年（大正12年）の関東大震災のM7.9を上回る日本国内観測史上最大。
- ・アメリカ地質調査所（USGS）の情報によれば1900年以降、世界で4番目。
- ・東北地方を中心に大きな被害を出し、1都9県が災害救助法の適用を受けた。

2. 大津波

- ・この地震で12日午前0時までにオホーツク海沿岸から小笠原諸島、四国まで大津波警報が発令され、仙台市宮城野区・太白区・若林区・青森県太平洋側沿岸をはじめとして全国各地に避難指示が発令された。
- ・この津波によって、三陸沿岸をはじめとする全国各地で被害が発生した。北海道から千葉県にかけて大津波が押し寄せ、特に岩手県・宮城県・福島県の3県では海岸沿いの集落や、名取川などの河口周辺から上流に向け数キロメートルにわたる広範囲が水没するなどの甚大な被害が出た。
- ・国土地理院の分析によれば、津波により浸水した面積は延べ約400平方キロメートルに及んだ。

3. 原子力発電所事故

- ・2011年3月11日、福島第1原子力発電所にて4号機から6号機は定期点検のため停止中であったが、稼働中だった1号機から3号機が地震により自動停止。
- ・外部電源喪失時の非常用ディーゼル発電機は、大津波によって12基中11基が動かず15時41分に故障停止。これにより1号機から3号機は共に「全交流電源喪失状態に陥り、原子炉内の燃料棒への継続的注水冷却機能喪失の恐れが生じ、東京電力は第1次緊急時態勢の発令及び原子力災害対策特措法第10条に基づく特定事象発生 of 通報に至った。
- ・その後、放射線量増加の中、東電関係者、警察、消防、自衛隊の懸命な作業の結果、格納容器内圧力上昇に伴う圧力リリース、炉内温度上昇に伴う炉心への海水注水、更には使用済み燃料プールへの海水放水などにより、格納容器保全と使用済み燃料の冷却については比較的安定した状態となった。

- ・しかしながら、現在も引き続き非定常な冷却作業を継続しており、高濃度の放射性物質に汚染された水の存在などにより、定常的な冷却安定にはほど遠い状況である。
- ・4月12日、政府は、福島第1原子力発電所の事故・トラブルに対する国際原子力事象評価尺度（INES）評価について、最悪のランクであるレベル7と暫定評価した。
- ・4月17日、東京電力は「福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」を公表したが、5月15日、「1号機の燃料ペレットは、津波到達後比較的早い段階において熔融し、圧力容器底部に落下した。」との評価となったことを公表し、収束計画への影響が懸念されている。放射性物質の放出は依然として続いており、予断を許さない状況である。

4. 大火災

- ・岩手県の山田町、大槌町などで、津波襲来後に大規模火災が発生。
- ・宮城県気仙沼市では、タンクから流出した重油に引火して大規模な火災が発生、市内全域が延焼。宮城県災害対策本部会合によると、気仙沼市の市街地の3分の1が冠水、市内で大きな火災が3か所発生。
- ・仙台市宮城野区でJX日鉱日石エネルギー仙台製油所の陸上出荷設備から出火。
- ・千葉県市原市五井南海岸のコスモ石油千葉製油所で高圧ガスタンクが落下、下にあったガス管が破裂・爆発炎上し、3月21日に鎮火を確認した。

5. 直接的被害

- ・5月16日現在、死者15,069名、行方不明者9,104名、負傷者5,282名、建物全半壊126,798戸、避難者115,964名となる、甚大な人命、生活、地域社会、経済・産業活動への被害となっている。
- ・3月23日の政府発表によれば、道路や橋といったインフラから住宅、工場が受けた被害は16兆～25兆円に上り、1995年に起きた阪神・淡路大震災の損失額9.6兆円の2倍を超える可能性があるとされている。
- ・避難生活の長期化や物流・ライフラインの復旧遅れによる心身の健康低下などの二次被害も顕在化してきている。
- ・地震の影響で実質GDP（国内総生産）も最大0.5%押し下げると予測されている。

6. 間接的被害

- ・物流・ライフラインの復旧遅れにより、経済的活動停滞による損失が生じている。
- ・全国的な自粛ムードの高まりなどにより、個人消費を始めとする経済活動停滞による損失が生じている。
- ・電力供給力不足により、経済活動停滞による損失が生じている。
- ・原子力発電所事故を起因とする農産物や水産物の出荷制限や避難地域指定などにより、経済活動停滞による損失が生じている。
- ・原子力発電所事故を起因とする風評により、物流停滞や観光客激減などの被害による経済的損失が生じている。

Ⅲ. 今回の震災の特徴と影響

1. 今回の震災の特徴

(1) 複合型災害

- ・地震・津波・原発事故の複合災害となっている。地域特性や燃料・物流の停滞により二次被害も懸念されている。

(2) 広域甚大災害

- ・被災者数が多く、被災範囲が広域で、避難所が 2,200 カ所、在宅待機者も多い。
- ・津波による被害が甚大であり、家屋、自動車など私有財産を含む多くの災害廃棄物を処理する必要があること。
- ・避難が長期化し、また他県へ疎開するケースも出ていることから、当該状況を踏まえた被災者の生活再建支援対策が重要であること。

(3) 原子力発電所事故災害

- ・原発事故によって、農産物や原乳の出荷停止など二次被害が発生していること。
- ・原発や火力発電所の機能が停止し、関東・東北では電力供給不足の問題が生じたことから、計画停電が行われた。
- ・深刻な事態に至った原発事故は、わが国の原子力政策のみならず、エネルギー政策全体の総点検・見直しの必要性を浮き彫りにした。

(4) その他

- ・農地や水産基地への被害が甚大であり、農水産業の再生には多くの時間と費用がかかること。
- ・被災地によっては、地域全体が地盤沈下するなどして、原形復旧が不可能と思われる地域があること。
- ・今回大きな被害を受けた岩手、宮城、福島 の 3 県は財政力が低く、自主財源に乏しい自治体が多いこと。
- ・岩手、宮城、福島 の 3 県は、農林水産物、精密機械・部品、電気機械・部品、加工食料品の産出ウエートが高く、これらの業種においては全国的に供給不足の影響が懸念されること。
- ・被災地域だけでなく、我国経済・社会・国民生活全体への影響を見据えた対策が必要であること。

2. 住民生活への影響

- ・生存と安全の確保のための食料、燃料、医療が未だ不足している地域、避難所に居続けられず自宅に戻り、燃料・物流・情報が停滞している地域があるため、支援格差を解消し、「二次被害」防止対策を講じる必要がある。
- ・医療機関、福祉施設、介護保険施設、居宅サービス拠点及びこれを支える従事者も被災し、地域の社会保障サービス提供体制が崩壊。高齢者、障害者、要介護者などの避難態勢や避難先・居場所の確保が課題となっている。
- ・避難生活慢性期に入り、高齢者、障害者、子ども、女性などいわゆる「災害弱者」に対する地域ニーズの把握とアウトリーチ型サービス体制を整える必要がある。
- ・地震とそれに伴う火災、津波により、住宅・農地・工場・鉄道バス・公共インフラが喪失し、市民生活と雇用・就労の場が破壊されたのみならず、地域のコ

コミュニティや行政機能までも失われた地域が多数存在する。公共インフラである行政サービス機能の回復が求められている。

- ・原子力発電所事故による放射性物質の放出の長期化によって、避難指示の混乱、住民の健康への影響、地域の治安問題などが長期化し、生活の見通しのたたない焦燥感が拡大している。
- ・地震・津波を想定して作った防災施設が機能せず甚大な被害が発生した。
- ・道路・鉄道・バス・空港など交通網への被害は、地域拠点への燃料や救援物資の輸送の遅れに繋がり、電力網の被害は、ガスステーションの機能喪失などを引き起こし、更なる燃料供給の遅れに繋がった。
- ・首都圏では、原子力発電所の被災及び事故や火力発電所の被災などによる電力不足により、計画停電で在宅医療機器の停止で死者が出るなど住民生活に多大な影響を及ぼした。電力不足が長期化することから、特に今夏の高齢者、病弱者等への深刻な影響が懸念される。
- ・被災地域で生産していた特定の医薬品の入手が困難になるなど、全国の患者、障害者への影響が懸念された。

3. 産業・企業活動への影響

- ・被災地である東北地方太平洋岸は、農水産業、精密機械製造や部品製造などの機械産業が集積していたことから、当該地域の雇用と産業が失われた。
- ・首都圏では、原子力発電所の被災及び事故や火力発電所の被災などによる電力不足により、産業・企業活動への影響が生じている。
- ・サプライチェーンを構築している国内外の自動車産業やエレクトロニクス産業に悪影響を与え、地域産業のみならず、GDPへの下振れ影響が懸念されている。
- ・原子力発電所事故による放射性物質の放出により、農水産物の出荷停止や摂取制限などの影響のみならず、海外においては日本からの物品輸入を停止したり、商用や観光での日本への渡航を取りやめるなど風評被害の深刻化が生じている。

4. 雇用・労働への影響

- ・被災地域が広域にわたり多くの労働者の雇用・労働に影響が及んでおり、特に直接被害の大きかった岩手、宮城、福島 3 県の臨海部における就業者数は 84 万人の多数にのぼる。
- ・大津波による根こそぎの被害や急な原発事故避難など、着の身着のままの避難者が多く、就労支援に当たっては再就業への初期費用など、過去の災害被害に比べて配慮が必要である。
- ・雇用への影響は、非正規労働者や派遣労働者の雇止め・解雇、新卒者の内定取り消しにとどまらず、多くの正規労働者の解雇が発生し、日を迫うごとに深刻度を増している。
- ・電力供給不足やサプライチェーンの断絶による休業・雇止めなど、直接の被災地域のみならず、震災による雇用・労働への影響は全国的な広範囲に及ぶ。

5. 金融への影響

- ・地域金融機関の機能不全や経営の不安定化が、新たなリスク要因となっている。
- ・店舗やATMなどシステム維持のためのコスト増大も懸念される。

6. 日本経済全体への影響

- ・被災による地域内需要、とりわけ個人消費と固定資本投資の大幅な減少が見込まれる。
- ・消費行動の混乱や全国的な自粛ムードの高まりによる個人消費の減少、さらには、不安・恐怖の高まりに起因する行動の抑制による経済活動の停滞が懸念される。
- ・計画停電による経済活動の低下が懸念される。とりわけ夏場は供給力を大幅に上回る電力需要が想定され、深刻な事態も予想される。

IV. 災害復興にあたっての連合の考え方

1. 復興・再生の基本的考え方

(1) 基本的考え方

- ・今次災害の被災地については、地震・津波・原子力発電所事故・風評被害と二重・三重の苦難に見舞われている。生活基盤の一切合切が、倒壊し、焼失し、流失していることから、単なる復旧ではなく復興・再生を目指すべきである。
- ・その意味で、東日本大震災からの復興は、日本の新しい国づくりの契機として、10年後を見据えたしっかりしたグランドデザインをつくるべきである。
- ・復興にあたっては、被害が広域に及んでいることから、単独の自治体での復旧・復興は為し得ず、国・県が主導的役割を果たすべきである。
- ・復興に向けた地域住民及びコミュニティの意思はもとより、全国民の意思統一に向けた理解と協力が不可欠であり、政治がその役割を果たすべきである。
- ・そのために、政府・民主党は、国民の生命・生活を守るとの決意を国民に示すとともに、与野党の垣根をこえたオールジャパン体制の確立を早急に行うべきであり、一刻の猶予も許されない。
- ・国難を乗り越え、復興・再生を何としても成し遂げなくてはならない。連合は組織の総力を挙げてその実現に取り組む。

(2) 復興・再生のグランドデザインの枠組み

- ・国内外の英知を集め、防災性が高く環境にやさしい、安全・安心で希望のもてる復興・再生のグランドデザインを提案する（防災環境未来都市など）。
- ・グランドデザインの取りまとめに際して、国は被災地域の意向・判断を十分尊重し、その推進を支援する。
- ・グランドデザインは10年の時間軸で策定するとともに、復旧・復興・再生のロードマップを明らかにする。
- ・「雇用なくして、復興・再生なし」を基本に、グリーン・ジョブ戦略の推進をはじめ産業・地域特性を踏まえた雇用政策と産業政策を一体的に進める。
- ・地域経済の基盤たる公共インフラの再生に最優先で取り組む。
- ・サプライチェーンの早期復旧を含め、ものづくり基盤及び流通・加工・販売など生活インフラの復興・再生に官民で取り組む。
- ・一次産業の復興・再生を地域共同体・コミュニティの再生と一体で進める。
- ・土地を含め、劣化した個人資産を国が買い上げるなど、復興へ向けた都市・まちづくりの推進と被災者の生活再建に資する立法措置を講じる。

2. 主な政策の柱

(1) 復興・再生に向けた体制の確立

①超党派による復興対策体制の確立

- ・復興に向けた中長期のグランドデザインを描くため、人材を幅広く発掘する。
- ・そのため、超党派での復興対策実現に向けた下地づくりに努める。

②復興に向けた推進組織の設置

- ・政府に復興対策本部を設置し、省庁縦割りを排除した司令塔としての役割・権限を付与し、そのもとに基本方針の実行を担う推進組織を設置する。
- ・被災地に推進組織の地域拠点を設置して、地方自治体との連携をはかる。

③諸システムの総点検と復興のためのグランドデザイン及びロードマップの策定

- ・今回の震災は、これまで想定されていた地震・津波のレベルを超えたものであったことから、今後想定される災害規模の見直しと、それに基づく計測体制、情報管理・伝達体制、国家としての危機管理体制のあり方等、諸システムの総点検を行う。
- ・10年後を見据えた日本全体のグランドデザインを時間軸も意識して作る中で、被災地の復興を果たす。

④復興予算の規模と財源

- ・復興・再生事業の財源を確保するため、政策の優先順位付けの見直しや不急事業の執行時期の見直しなどを徹底して行う。
- ・必要に応じて国債の増発を検討する。その際には、中期財政フレーム及び財政運営戦略を見直す。
- ・復興・再生にむけた財源として、時限的な「付加税」の新設を検討する。
- ・引き続き、社会保障・税の抜本改革の検討を着実に進め、その道筋を示す。

⑤地域の行政機能の回復と連携強化

- ・被災地域の自治体機能の回復、再建を速やかに行い、行政サービス提供機能を再建する。
- ・被災地域の国の出先機関の連携、総合窓口化をはかるとともに、自治体との連携を強化する。

(2) 生命の安全と健康確保、生活インフラの回復・再建

- ・住宅、医療、福祉、介護、児童福祉、教育、交通など基本的な生活インフラの早期回復・再建をはかる。
- ・被災者が必要とする社会保障サービスを確実に受けられるよう、社会保障制度の手続きなど運用に関する特別措置を行う。
- ・長期化が予想される避難生活における被災者の健康と安全及び被災地の治安・衛生を確保する体制を早期に確立する。特に、障害者、高齢者などいわゆる「災害弱者」の避難生活に留意し、ケアの充実、アウトリーチ型の支援サービス体制を確立する。
- ・現在、政府が検討を進めている共通番号や、社会保障制度改革に震災の経験を生かし、ソフト面からの整備を促進する。
- ・福祉・医療・介護など、社会保障サービスへのアクセス、コミュニティの再生を重視した「コンパクトシティ」など、安心のまちづくりを進める。

(3) 原子力発電所事故の収束及び避難の長期化・二次被害への対応

- ・福島第1原子力発電所事故の収束に向けてあらゆる対策を講じる。
- ・作業従事者の安全衛生体制に万全を期するため、緊急時の受入対応医療機関の設定および救急搬送体制の確立をはかる。
- ・放射性物質の分布実態にそって避難区域のあり方を見直すとともに、当該地域の労働者、とりわけ屋外作業者を意識して、適切な基準・行動指標を設定・明示する。
- ・避難者及び避難地域周辺の居住者に対し、必要な情報を正確・迅速に伝える。
- ・避難地域の拡大に備え予め避難先を確保するなど、居住者の安全・安心の確保に万全を期す。

- ・健康被害防止のための検診や万一の場合における医療の提供等の支援制度を確立する。なお、とりわけ成人より放射線の影響を受けやすいとされる乳児や児童については、放射線の影響に関するモニタリングを慎重に行った上で、安全に十分配慮した対応をとる。
- ・農水産物の放射性物質測定とそれに基づく出荷の可否の判断については、国が防災基本計画や原子力災害対策特別措置法に基づき、測定結果を迅速に発表すると同時に、適切な指示を出す。
- ・国は、地震・津波・原子力事故の複合的要因を考慮し、生活支援・居住支援・教育支援・賠償方針等を策定し、その方針の下で、原子力損害賠償法に基づき、事業者と一体となって誠意をもって賠償を実施する。
- ・国内外における原発事故による農林水産物・工業製品・観光などの風評被害の防止について、国は積極的な役割を果たす。国内流通品や輸出品の放射線量にかかる基準を設定するとともに、福島県沖の放射線量の測定・情報開示、それらを考慮した太平洋航路の設定などを行う。

(4) 雇用創出・就労支援と地域の産業・企業の再建支援

- ・震災による大量の離職を防止するとともに、社会的セーフティネットを強化し休業・離職を余儀なくされた労働者の救済を図る。
- ・被災労働者の生活再建の基盤である雇用の創出と就労支援に取り組む。
- ・雇用・労働の再建に当たっては、雇用の質の確保に留意し、ディーセントワークの実現を図る。また、家族や地域との絆を大切にしたい働き方ができるよう、「働き方改革」につなげていく。
- ・復旧・復興に向けた公共事業などを発注する際は、被災地域の労働者の雇用を優先するとともに、労働基準や安全衛生基準の遵守状況などを要件化する。
- ・雇用の受け皿となる中小企業などの倒産防止や再生支援、並びに地域産業の再生支援に取り組む。
- ・東北の産業・地域特性、年齢構成を踏まえた雇用モデルを創出し、それを後押しする雇用政策を立案する。例えば一次産業のように、軌道に乗るまでに時間を要する産業においては、その間の生活を支えるための就業斡旋をする。

(5) 復興へ向けた都市・まちづくり

①災害後処理や新規都市計画等にかかる私有財産権の制限の立法化

- ・破損家屋・設備等の撤去、被災自家用車や船舶の撤去・廃棄、私有地の一時使用等を立法化する。

②制限を受けた私有財産の補償や再建支援の立法化

- ・家屋再建や農地回復のための補償を立法化する。
- ・当面の生活再開のための低金利貸付金制度を制定する。

③復興へ向けた都市・まちづくりのグランドデザイン立案

- ・防災環境未来都市として地震や津波に対する防災性が高く、エネルギーの地産地消や交通・物流の低炭素化とともに行政・教育・医療・介護・商業などを集約した効率的なまちづくりを立案する。
- ・地域共同体、コミュニティ機能を東北の地域性に即した形で再構築する。
- ・総合交通体系にもとづくまちづくりを立案する。

(6) 地域経済の復旧・復興

①自治体再建

- ・地域の公共サービスインフラの基盤となる自治体の再建をはかるため、全国的な支援体制を確立する。
- ・県外に集団で避難している場合は、避難先の都道府県や市町村で公共サービスが受けられるようにする。

②公共インフラ再生

- ・エネルギー供給、移動・物流、通信等の再生をはかる。
- ・特に物流インフラの再生に関しては、港湾・航路上に沈んでいる車両等のサルベージを含め、港湾復旧に早急かつ重点的に取り組む。

③地域エネルギー政策立案

- ・工場や大型集合住宅向け自家発電設備の設置・運用の促進をはかる。
- ・再生可能エネルギー（太陽光、太陽熱、風力、潮力等）活用の推進をはかる。

④地域経済復興と連帯経済

- ・将来的にも地域経済の核となり、生活と雇用を担う農林水産業、製造業、流通・サービス業等の復興をはかる。
- ・金融は経済の血液であるとの認識の下、復興のために必要な資金を融通する倫理的金融の考え方を徹底する。
- ・中小事業者の復興・再生のための低金利貸付金制度を制定する。
- ・不当な買占めや買ったたきをしない、科学的根拠によらない仕入れ拒否をしないなどの「国内フェアトレード」や、風評に惑わされない、買いだめや買占め行動をしないなどの「責任消費」の概念を広める。
- ・放射性物質の影響が基準値以下の農産物については積極的な販売促進を行うなど、地域経済復興に向けた各種取り組みを実施する。

⑤産業再生

- ・東北の特徴や強みを活かした、新しい農林水産業、製造業、再生可能エネルギー基地、地域医療・介護を創出する。それに資する産業・企業を育成する。

(7) 国のエネルギー政策の総点検・見直し

- ・国のエネルギー政策全体の総点検・見直しを実施する。見直しにあたっては、東西周波数統一や電力市場の整備、再生可能エネルギー開発の促進について検討する。
- ・原発事故の原因究明・分析などを進めるとともに、それに基づく原子力政策全体についての総点検と見直しを行う。
- ・稼働中あるいは起動予定の原子力発電所について、地震・津波などに関する緊急安全対策を確実に実施する。
- ・非常時の燃料・エネルギーの確保・移動手段の総点検・見直しを実施する。
- ・東日本における夏場の電力供給不足に対し、法的な規制も含めた多様な電力供給増加・需要抑制策を組み合わせ、計画停電を確実に回避する。

(8) 被災地以外の地域での防災・減災機能の点検及び事業継続管理（BCM）の普及・促進

- ・首都圏の直下型地震、東海・東南海・南海地震などの発生を想定し、防災・減災機能について点検、再構築を行う。

- ・地震・津波・火山噴火などの自然災害、パンデミック（感染症の世界的流行）、大規模停電、大規模システム障害、テロなど災害や事故の発生時における事業継続や事業復旧に関する企業等のリスクマネジメント（事業継続管理：BCM）の普及・促進を支援する。

以 上

政策課題

経 済 政 策

(災害復興・再生)

<要求の項目>

1. 被災地の復興・再生に向けた長期的な復興構想や工程表を明確にし、最優先の経済政策を実施する。

- (1) 政府は、被災地域の自治体と連携し、被災地の復興・再生に向けた長期的な復興構想や工程表を明確に示すとともに、必要な政策を実施するために、機動的な補正予算の編成や年度予算における最優先の配分を行う。
- (2) 日銀は、復興・再生にむけて金融市場の安定・円滑化を図るために、市場への適切な資金供給を行う。
- (3) 政府は、復興・再生の過程において為替レートの安定・適正化を図り、急速な円高が進行する事態が発生する場合には、G8 各国と連携をはかりつつ、機動的かつ強力な市場介入を実施する。
- (4) 政府・日銀は、復興・再生の過程において、供給不足などによる生活必需品などの物価高騰が発生しないよう留意する。また、過度な自粛や消費マインドの落ち込みによる個人消費の低迷に留意し経済政策運営を行う。

2. 復興・再生にむけた事業を速やかに実施するとともに財源確保に努める。

- (1) 災害復旧および復興・再生に伴う事業は、被災地域自治体の意向を十分に汲みとった上で、激甚法による国庫補助率を 100%とすることも含め、長期的な復興構想に沿って国が全面的なバックアップを行うとともに、被災地域の雇用創出、中小企業・地場産業の再生・活性化に資することにも留意し実施する。
- (2) 政府は、復興・再生事業の財源を確保するため、政策の優先順位付けの見直しや不急事業の執行時期の見直しなどを行い、2011 年度補正予算の編成および 2012 年度以降の予算編成における財源確保に努める。
- (3) 政府は、復興・再生にむけた財源として国債の増発も検討する。その際には、中期財政フレームおよび財政運営戦略を見直す。
- (4) 政府は、政府保証付きの「復興債」発行を行うなど、復興・再生財源調達の多様化を図る。
- (5) 「復興債」の市場での需要創出・流通を図るために、日銀は、現在行っている資産買い入れ等基金のオペレーション対象資産に含めるなどの対応を行う。

3. 東日本大震災で被害を受けた企業が、早期に事業活動を回復できるように、危機対応融資等を活用し金融政策上の措置に万全を期す。

- (1) 政府は、2011年3月20日付けで金融機関に要請された「2011年東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置の更なる周知徹底等について」の内容（融資審査に際しての提出書類の最小限化、中小企業者および住宅ローン借入者からの貸付条件変更申込みへの積極的な対応など）が現場で徹底されるよう適切に監督する。
- (2) 東日本大震災を受けた危機対応融資については、政府は政策金融・指定金融機関を活用するなどして、十分な予算を確保し、被害を受けた企業（中小企業を中心に中堅・大企業も含む）に必要な資金供給（設備資金・運転資金など）のための措置を実施する。措置の制度設計にあたっては以下の点に留意し、措置を実施する金融機関に対しても同様の留意を指導する。
- ①迅速な資金供給の観点から、申請や審査などの手続きは極力簡素なものとする。
 - ②直接被害だけでなく、サプライチェーンの混乱や風評被害など一定の範囲で間接被害を受けた企業も対象とする。
 - ③担保や金利の設定は、被災地企業の実態を踏まえたものとする。
 - ④中堅・大企業向け対応については、産活法出資、ツーステップローンに潤沢な融資枠を設定する。また、損害担保、利子補給も行えるようにする。
- (3) 政府は、2011年3月以降に決算手続きを行う企業が有価証券報告書、四半期報告書などを作成可能かどうか注視し、提出期限の延長について政令などにより柔軟に対応する。
- (4) 政府は、震災により地域金融機関に大幅な貸倒損失が発生し、資金供給に支障が生じるおそれがある場合には、公的資金の予防的注入も含めた金融円滑化のための政策を迅速に実施する。

税制改革

(災害復興・再生)

<要求の項目>

1. 政府は、被災者の生活再建を税制面から支援する。

- (1) 災害減税法について、減免措置を1年から2年(2010年・2011年)に延長し、徴収猶予期間を2年間(2012年・2013年)とする。住民税についても、同様の措置を講ずることを法律に明記する。
- (2) 所得税・住民税の雑損失の繰越控除の期間を5年(現行:3年間)に延長する。
- (3) 災害減免および雑損控除について、2010年分所得に遡及して適用する。
- (4) 被災者が代替自動車を購入する場合、自動車取得税をはじめとする自動車関係諸税を減免する。
- (5) 被災者の住宅再建のために贈与を行う場合、税制上の優遇措置を講ずる。
- (6) 住宅ローン控除について、被災により住宅が消失した場合でも、残存期間につき継続して適用する。
- (7) 被災の対応のために財形年金貯蓄を引き出す場合、遡及課税を行わない。
- (8) 被災により住居を失った従業員が、企業から住宅取得等を目的とした無利子・低利融資を受ける場合、従業員の経済的利益に課税しない。
- (9) 被災により住居を失ったものが、代替りの住宅を取得する場合、不動産取得税、登録免許税等を免除する。
- (10) 被災地域の固定資産の評価額を見直し、固定資産税・都市計画税の減免を行う。
- (11) 被災状況を考慮して、申告期限の延長や納税の猶予措置を講ずる。

2. 政府は、被災した企業の再建を税制面から支援する。

- (1) 被災による損害や修繕に伴う費用、被災した従業員に対する生活支援のための費用、取引先企業の再建に資する売掛金等の放棄等について、全額損金算入の対象とする。あわせて、事業用資産の買い換え特例や代替資産の特別償却の措置を講ずる。
- (2) 被災による損失額に対応して、2010年の法人税を繰り戻し還付する。

3. 政府は、被災地域の復興を税制面から支援する。

- (1) 被災地域の復興のために区画整理や住居・事務所等の移転を行う場合、不動産取得税、登録免許税等を免除する。

- (2) 被災者向け優良賃貸住宅に対して、割増償却を行う。
- (3) 被災地域の復興のために、地方への特別交付税（地方交付税交付金の 6%）について増額する。
- (4) 2011 年度から実施される「一括交付金」について、被災地の実情を考慮した運用を行う。

4. 政府は、税制改革と整合性をはかりつつ、復興に要する財源の確保をはかる。

- (1) 「平成 23 年度税制改正法案」について、一部見直しを行い、早期成立をはかる。
 - ①法人税の基本税率の引き下げの実施時期を 2014 年度からとする。あるいは、基本税率を引き下げた上で、3 年間程度暫定税率を上乗せする租特を設ける。
 - ②2012 年 1 月より証券優遇税制を廃止する。
- (2) 復興・再生にむけた財源として、資産・所得に着目した時限的な「付加税」の新設を検討する。
 - ※「付加税」のあり方（名称、対象税目、水準、実施時期・期間等）については、被災者・被災地域を国民全体で支えるとの視点を重視して、復興・再生計画の全体像や政府・与野党の検討状況等を考慮して検討する。
- (3) 引き続き、社会保障・税の抜本改革の検討を着実に進め、その道筋を示す。

産業政策

(災害復興・再生)

<要求の項目>

1. 政府は、東日本大震災の被災地域の復旧・復興にあたり、地域の中核を担う産業の再生にむけて、可及的速やかな対応に努めるとともに、中・長期的な地域全体の復興を視野にいたした対応を行う。

- (1) 国際産業競争力の維持・確保及び国内地場産業の再生の観点から、物流、エネルギー供給、人的移動他も視野に、サプライチェーンの早期再生への支援をはかる。とりわけ、地域の物流拠点たる港湾復旧については、港湾・航路上に沈んでいる車両等のサルベージを含め、早急かつ重点的に対応する。併せて、サプライチェーンの要となる企業の復旧と生産活動再開への支援や時限的な規制緩和など必要な環境整備を行う。
- (2) 地域全体の復興構想にもとづいて復興を推進・支援する。構想策定にあたっては、地域を担う産業の再生或いは新規産業の立ち上げを視野に、地方自治体及び労使を含む地域住民の意見を十分に反映する。
- (3) 公正・透明・自由な国際経済活動に資するためにも、福島原子力発電所事故に関連して、国際原子力機関（IAEA）などと連携をはかり、正確かつタイムリーな情報の発信を行うとともに、貿易相手国に対して冷静な対応を要請するなど風評被害を極小に抑えるようあらゆる手段を講じる。
- (4) 公契約基本法を早期に制定するとともに、復旧・復興のために国・地方自治体が公共事業などを発注する際は、公正労働基準と労働関係法の遵守、社会保険の全面適用を発注基準とするほか、いわゆる下請けいじめなどを適切に監視し、悪質な業者が受注・介在することを排除する。

2. 大規模災害時などにおいても、可能な限り電力の安定的供給を確保するための対策を実施する。

- (1) 電力供給不足に対応した計画停電は、経済活動、雇用などに甚大な影響を及ぼすことから、政府は、法的な規制も含めた多様な電力供給増加・需要抑制策を組み合わせることで需給ギャップを縮小し、可能な限り計画停電を回避する政策を実施する。特に、法的な規制が及ばない小口需要家や家庭・個人については、適切な節電方法とその効果の周知を図るなど、実効性ある対策を進める。
- (2) 政府は、各産業・企業が電力需要抑制のために操業調整などを行う場合、調整の実効性を上げるため、積極的に関与する。
- (3) 政府は、産業・企業における操業時間・営業時間の調整が独占禁止法に抵触しないため

の措置を実施する。

- (4) 政府は、企業が電力需要抑制のために労働時間のシフトや勤務形態の変更などを行う場合、雇用調整助成金の要件緩和や都道府県労働局による指導・助言の強化など、総合的な支援を行う。
- (5) 政府は、企業や第3セクターなどが保有する既存の発電設備の最大限の利活用及び再生可能エネルギー・分散型発電の新規導入に対して制度面・予算面での支援を行う。
- (6) 政府・地方自治体は、電気事業者が供給力増強のために計画する火力発電所などの再稼働・新增設について、行政手続きが迅速に行われるよう配慮する。また、発電に要する原燃料の確保や受入体制の整備などに必要な支援を行う。
- (7) 政府は、電気事業者に対し、利用者が契約アンペアを自主的に引き下げることを目的とした料金政策を検討することを指導する。
- (8) やむを得ず計画停電（輪番停電）が行われる場合には、政府は、電力事業者に対し、経済活動や医療、公共交通機関などに配慮するとともに、早期に情報提供を行うよう指導する。

3. 被災した中小企業などに対して再生に向けた支援策を行う。

- (1) 被災企業に係る債務調整(民事再生手続き、中小企業再生支援協議会、特定調停制度など)手法の周知と資金繰り支援(事業再生支援資金)を行う。
- (2) 事業の継続・再生に向けて、各種支援策・手続きに係るワンストップサービスの充実を期すこと。同時に相談窓口の開設にとどまらず、事業主に対して直接、事業の継続・再生の支援を行う。
- (3) 共同仮設工場・店舗を速やかに建設し、低廉な賃貸料とする。
- (4) 中小企業基本法において資本金1億円未満、従業員300人未満で中小企業とされていない業種を中小企業として取扱い、支援対象を拡大する。
- (5) 直接被災していないがサプライチェーンの混乱や風評被害など大きく影響を受けている企業および中堅企業、また被災地において創業しようとする者(大企業などの事業所なども含む)に対して、中小企業の取り扱いと同様の支援策を行う。

4. 企業における事業継続管理(BCM)の普及・促進を支援する。

- (1) 地震・津波・火山噴火などの自然災害、パンデミック(感染症の世界的流行)、大規模停電、大規模システム障害、テロなど災害や事故の発生時における事業継続や事業復旧に関する企業等のリスクマネジメント(事業継続管理:BCM)の普及・促進を支援する。

資源・エネルギー政策

(災害復興・再生)

当面の取り扱い

現在、東日本大震災（東北地方太平洋沖地震とそれに伴う津波）により、福島原子力発電所において放射性物質の拡散を含む深刻な事態が生じている。まずは、政府に現状の打開へ向けたあらゆる対策の実施と被害者の適切な救済を求めていく。

「2012～2013年度 政策・制度 要求と提言（資源・エネルギー政策）」およびその改定にあたって基礎とした「エネルギー政策に対する連合の考え方」は、①エネルギーのベストミックスの推進、②エネルギー政策における国の主体的役割の発揮、③化石エネルギーの高度利用の推進、④より高度な安全確保体制の確立と地域住民の理解・合意等を大前提とした原子力発電所の高経年化対策、設備利用率向上および一定の新增設、⑤再生可能エネルギーの比率拡大、⑥グリーン・ジョブ戦略の推進を柱とするものであった。

連合は、このたびの原子力発電所事故を受け、これらの政策の総点検・見直しを行う。総点検・見直しの開始時期は、東京電力が示した事故収束に向けた工程表（2011年4月17日「福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」）の進捗状況などを踏まえて定める。

それまでの間、原子力エネルギーに関する連合の政策については、より高度な安全確保体制の確立、地域住民の理解・合意という前提条件が確保され難い状況に鑑み、凍結する。

雇用・労働政策 (災害復興・再生)

<要求の項目>

1. 直面する雇用・労働に関する不安を取り除くとともに、就職支援・人材育成などを通じて「働くことを軸とする安心社会」を実現する。

震災により休業・離職などを余儀なくされた労働者の救済を進めるとともに、地域雇用を創出する復旧・復興事業を進め、生活の基盤である雇用の再建をはかる。その際は、雇用の量と共に質の確保にも十分配慮し、ディーセントワークの実現につなげることとする。

(1) 大量の失業者の発生防止に全力をあげるとともに、失業の長期化を防止するため、質・量ともに十分な雇用を確保する。同時に、その間の職業訓練・生活支援を充実させる。

①雇用調整助成金の支給上限日数の緩和などにより、離職防止への支援を行う。

②震災による離職者に対して雇用保険を延長給付する。

③失業無き労働移動のための出向・移籍支援に向け、送り出し企業・受け入れ企業とのマッチング機能を強化する。

④全国のハローワークで住宅付求人を開拓し、希望者に対する広域的な就職支援を実施する。

⑤「求職者支援法案」を早期成立させ、雇用保険の受給ができない求職者への支援制度を確立するとともに、被災地域の求職者については支給要件緩和・支給額上乘せなどを行う特例措置を導入する。

⑥被災者の自立支援に向け、住宅補助制度（住宅の現物給付または家賃補助）、就労支援のための融資制度などの拡充をはかる。

⑦被災労働者に対する健康確保対策やメンタルヘルス相談を実施、充実させる。

(2) 復旧・復興に向け大規模な公共事業を行うと共に、将来を展望できる被災地域の戦略的な産業構造プランを構築し、地元雇用を創出する。

①地域の産業・大学・金融機関・労働組合などが参画し、地域住民の意思が反映された産業構造プランを構築する。

②産業構造プランに伴い、職業訓練の必要がある場合は、国がその職業訓練を支援する。

③公共事業を発注する際は、単に価格競争入札を行うのではなく、被災地域の労働者の雇用を優先するとともに、公契約基本法（「産業政策」参照）の考え方をふまえ、労働基準や安全衛生基準の遵守状況などを要件化する。

④復旧事業において、必要とされる資格・技術（重機作業など）を習得するための公的職業訓練メニューを拡充する。また、労働安全衛生教育を徹底する。

(3) 中高齢者、障がい者に加え、震災に伴い、増加が予想される母子・父子家庭など、就職困難者に対する就労支援の一層の強化をはかる。

- ①就職困難者に対する求人開拓の充実とマッチング機能を強化する（マザーズハローワークの充実など）。
- ②就職困難者を雇用した場合の助成金を拡充する。
- ③家族構成の変化などによる就労支援のための保育施設・介護施設などを整備する。
- (4) 震災により職を失った女性労働者、及び家族の死亡、行方不明等により経済的に困難な状況に陥った女性に対して、生活の立て直しを含めた相談体制の確立と、就職あっせんを行う。その際、就職にあたっては、育児・介護サービスも十分に確保するようにする。
- (5) 電力抑制（計画停電・総量規制など）への対応に伴い休日・勤務時間の平準化が想定されるが、労働基準（休憩・休日の確保、時間外労働などの割増率等）が遵守されるよう、指導・監督を強化する。また、必要な場合は、政策的な支援を検討する。
- (6) 災害への備えを強化し、労働者を守る雇用のセーフティネットを再構築する。
 - ①第1のセーフティネットである雇用保険制度を充実させる（「雇用・労働政策」参照）。
 - ②労基法26条に基づく休業手当および失業給付の特例措置の対象とならない休業に対する新たな賃金補償制度を創設する。
 - ③雇用調整助成金の受給申請において、虚偽の報告（労働者への休業手当が支払われていなかったなど）を行った企業への罰則を強化する。
 - ④雇用調整助成金の適用対象外である「事故又は災害により施設又は設備が被害を受けたことによるもの」および「行政処分又は司法処分によって事業活動の停止を命じられたことによるもの」に伴う経済的損失を「経済上の理由」として適用対象とする。また、一定規模以上の災害の発生などにより雇用調整助成金の財源が枯渇した場合は、国の責任として一般財源を投入できるようにするなど制度・財源のあり方を検討する。
 - ⑤第2のセーフティネットである「求職者支援法案」の速やかな一般財源化と、対象者・支給金額などの充実をはかる。
 - ⑥企業倒産に対応した未払賃金の立替払制度の充実（「雇用・労働政策」参照）と、一定以上の規模の災害が発生した場合に一般財源を投入できる制度・財源のあり方を検討する。
 - ⑦今回の震災によって家族や地域のきずなの大切さが再認識されているが、ライフステージに応じて、仕事と家庭生活、地域社会との調和を図り、ワークライフバランスを一層推進することで豊かな生活の実現を目指す。

2. 復旧・復興および原子力発電所事故対応等における労働安全衛生対策を強化し、労働者の安全と健康を守るために万全を期す。

- (1) 復旧・復興事業に際してのアスベスト・危険有害物質のばく露、過労等を防止するための、労働安全衛生および災害防止対策を徹底する。
 - ①労働基準、労働安全衛生基準が遵守されるよう、指導・監督を強化する。また、現行基準の緩和は行わない。

- ②アスベストや危険有害物質のばく露を防止に必要な保護具等の装着を徹底するよう指導・監督を強化するとともに、空気中のアスベスト濃度を定期的に測定し、その結果を公開する。
 - ③復旧・復興事業に従事する労働者の過重労働を防止するため、労働安全衛生法に定める産業医との面接指導の実施を徹底するなど、企業への指導・監督を強化する。
 - ④労働安全衛生教育を徹底する。
 - ⑤復旧・復興事業に従事する労働者へのメンタルヘルス相談を実施する。
- (2) 福島第一原子力発電所の事故対応に従事するすべての労働者への労働安全衛生対策を強化する。
- ①発電所内で作業にあたるすべての労働者の安全確保は、第一義的には事業者および原子力事業者が行うべきものであるが、未曾有の事態であり、国の責任として、救急医療体制の整備など、必要な役割を果たす。
 - ②発電所内で作業に当たる労働者の被ばく線量については、電離放射線障害防止規則に則って管理を徹底するよう指導を強化する。特に、内部被ばく防止策とホールボディカウンターによる管理を徹底するよう指導・監督する。また、国としても十分な数のホールボディカウンターの確保に向け支援する。
 - ③作業にあたる労働者の過労防止のため、交替要員の確保など、当該企業が必要な措置をとるよう、指導・監督する。
 - ④電離則に規定された安全衛生教育を、作業にあたるすべての労働者に徹底させる。また、今回に限った措置として、緊急作業時における実効線量の限度を100mSvから250mSvに引き上げたことに対応し、電離則に定められた教育の内容および時間数を拡充する。
 - ⑤放射線被ばくについては、長期的な健康管理が必要であり、離職後を含めて長期的に被ばく線量を管理できるデータベースを早急に構築し、これに基づいて健康管理を実施する。
 - ⑥作業にあたるすべての労働者に対して、熱中症対策や作業環境の改善などの健康管理体制を確立するとともに、メンタルヘルス対策にも万全を期すよう指導する。また、国としても必要な援助を行う。
 - ⑦被ばく線量の限度との関係で、一定期間原発業務に従事できなくなる労働者に対する、解雇などの不利益な取り扱いがないよう、当該企業への指導を徹底し、企業による配置転換、職業訓練や転職支援に対して、必要に応じて国としての助成を行う。
- (3) 警戒区域、計画的避難区域およびその周辺で働くことを余儀なくされた労働者に対する労働者への安全衛生対策を強化する。
- ①一定の放射線量を超える環境下で働く労働者に対しては、保護具の装着、被ばく線量の管理、上限の設定、健康診断の義務づけなど、電離放射線障害防止規則を準用する。
 - ②上記以外の場合であっても、周辺区域で働く労働者の安全確保のために必要な措置を定めたガイドラインを示す。
- (4) 原発事故収束までに長期間を要し、多数の労働者が働くことが予想されるため、放射線

- 量や健康への影響などについて、政府として一元化された正確な情報の開示を行う。
- (5) 文部科学省の「放射線審議会」に労働災害の専門家を委員に加えるとともに、今回の事故に対応するための措置として、労働政策審議会労働安全衛生分科会の下に特別の「部会」を設置して定期的を開催し、状況報告と対策を議論できるようにする。

福祉・社会保障政策

(災害復興・再生)

<要求の項目>

1. **すべての人が社会保障サービスにアクセスしやすく、地域で人と人のつながりの中で安心して暮らせる「ひとが中心の安心のまちづくり」をすすめる。**

- (1) 被災地の再生にあたっては、単に都市機能の回復や経済的復興をめざすだけでなく、コミュニティの再生を重視しつつ、行政、教育、医療、介護などの機能を集約した効率的なまちづくり（コンパクトシティ）をすすめる。
- (2) 住民が医療・介護、福祉の現物サービスや各種給付制度などの行政サービスなどに確実にアクセスできるよう、在宅医療・介護の推進、福祉に係る行政や NPO による家庭訪問や相談などのアウトリーチ型のサービスを提供する「見守り社会」をつくる。
- (3) 被災地のまちづくりと連動して、地域住民の参画により、医療圏を含む地域医療計画及び保健計画（都道府県）、地域福祉計画（都道府県・市町村）、老人保健計画・介護保険事業計画（市町村）などの見直しをすすめる。

2. **被災者が必要な社会保障サービスを確実に受けられるよう、社会保障制度の手続き等運用に関する特別措置を行う。**

- (1) 被災者生活再建支援金、生活福祉貸付金、災害救援資金貸付金などを被災状況に応じて充実させ、生活再建への不安を解消する。
- (2) セーフティネットの「最後の砦」である生活保護制度を迅速且つ柔軟に適用し、被災者の生存権を保障する。
 - ① 義援金については収入認定から除外する。
 - ② 被災地、避難地に関わらず、すべての福祉事務所で受付することを徹底し、被災状況によって資産、収入、扶養義務者の扶養などの調査を簡素化し、迅速且つ適切な保護を行う。
 - ③ 収入、支出、その他生計の状況について変動があったときの届け出義務を一定期間猶予するなど被保護者義務を緩和する。
 - ④ 被保護者にスティグマ（負い目）が発生しない工夫、配慮を行う。
- (3) 被災者への生活保護費について、地方自治体の財政負担が生じないよう速やかに国による財政措置を行う。
- (4) 被災者及び被災した事業所の社会保険料の免除措置を講ずる。
 - ① 被災者の健康保険料（労使分）について保険者が免除できることとし、免除した保険者

- に対し財政支援を行う。
- ②被災者または被災した事業所に勤務する者の給料が著しく低下した場合に、直ちに標準報酬月額を改定できるようにする。
- ④被災した事業所について児童手当拠出金を免除する。
- (5) 被災者が必要に応じて無料で医療を受けられる体制を確保する。
- ①被災者の医療費の一部負担金及び保険料（労使分）について保険者が免除できるととし、免除した保険者に対し財政支援を行う。
- ②被災者に係る出産費用について直接支払制度を活用し、自己負担を一定期間免除する。妊婦健診費用についてもどの自治体で健診を行った場合でも、回数にかかわらず自己負担がかからないように取り扱う。
- (6) 被災者が必要に応じて必要な介護サービスを受けられる体制を確保する。
- ①被保険者証なしでも介護サービスが利用できることを周知徹底する。また、サービス利用料、居住費や食費の自己負担については支払いを免除する。
- ②介護保険料の免除、猶予等の措置を行うとともに、保険者の財政安定化を図る。
- (7) 被災した子どもや保護者に対する経済的支援を強化する。
- ①子ども手当の認定請求手続きが遅れた場合の配慮の徹底や児童扶養手当の所得制限の更なる緩和など、被災した子どもや保護者が円滑に経済的支援を受けることができる仕組みを整備する。
- ②父子家庭への適用拡大など、母子・寡婦福祉資金貸付の制度を拡充する。
- ③被災した子どもの保育所や放課後児童クラブ（学童保育）に関する利用者負担の減免し、必要な財政措置を講じる。
- (8) 被災した要援護者や要介護者が社会福祉施設や介護保険施設等から移動を余儀なくされた場合に、利用料負担が増えないように取り扱うこととし、そのために必要な財政措置を講じる。
- (9) 被災した公的年金の被保険者、受給者および企業に対する特別措置を講じる。
- ①国民年金保険料の免除について、被害金額の算定（住宅、家財の価格のおおむね1／2以上）の迅速且つ柔軟な対応を行う。また、福島原発の影響による避難者に対しても柔軟な対応を行う。
- ②障害年金、遺族年金の認定および裁定を迅速化する。
- ③中小零細企業を中心に、企業年金の拠出金の猶予、および積立不足を解消するための掛金対応猶予措置を行う。

3. 医療、介護、福祉など社会保障サービスの提供体制の復旧に全力を挙げる。

- (1) 被災した医療、介護、福祉に係る施設の復旧に対し財政面の支援を行う。
- ①震災の被害を受け業務の継続に支障を来した公的医療機関、へき地診療所、政策医療実

施機関、社会福祉施設に関する災害復旧費補助金の補助率を引き上げる。また、地域医療支援病院、災害拠点病院、在宅医療支援病院、在宅医療支援診療所など地域医療を支える医療機関の復旧費に対する補助金制度を創設する。

②被災した医療機関・介護保険施設、保育所等福祉施設の再建のため、福祉医療機構による医療法人及び社会福祉施設等に対する貸付条件の緩和を行う。

③日本年金機構の被災事務所の復旧費用の財源は国費をもって充てる。

(2) 被災地の医療・介護、福祉に係る労働者の確保対策を行う。

①被災地の医療機関などで働いていた職員の雇用の確保と、医療人材のニーズを円滑にマッチングさせるため、公的な職業紹介を強化する。

②被災地の復旧作業の進展、就労生活の回復により、大幅にニーズが拡大している介護や保育等福祉のサービス供給体制、マンパワーの確保対策をすすめる。

③医療機関、介護保険施設及び社会福祉施設などが復旧するまでの間、被災地域以外からの専門人材による切れ目のない支援態勢を、関係団体などの協力を得て構築する。

④日本年金機構の職員の増員および被災者対応の人材配置を優先して行う。

(3) 安心の医療が受けられる停電計画を編成する。

①手術の計画などが立てられるよう、電力会社の責任で病院の電源を確保させるよう指導する。

②無菌剤の供給を維持するため、同剤の生産計画が立てられるよう、医薬品製造会社と電力会社の協議を踏まえ、電力会社に停電の計画を立案するよう指導する。

(4) 夏場の電力供給不足に関連し、産業界が操業・営業時間の調整・シフトや休業日・夏期休業の分散化などの取り組みを計画していることを支援・対応するため、子育てサービス提供者の過度な負担とならないことに配慮しつつ、保育所や放課後児童クラブなどの柔軟な開所（延長・休日開所など）を促すための支援措置を講じる。

4. 長期化している避難生活における避難者の健康と安全を確保する。

(1) 就労や生活面、医療・介護、福祉などの制度の活用などを含めた、被災者に対する総合的な相談体制を地域ごとに構築する。

(2) 要介護者、子ども、障がい者、女性、外国人などの「災害弱者」に必要な支援が行われるよう、医療、保健、福祉、介護などの専門家を確保し、ボランティアスタッフの協力を得つつ、被災者の状況に応じたアウトリーチ型の支援体制を直ちに構築する。そして、「被災者カルテ」に基づき、被災者一人ひとりに対する社会保障サービスを確実に提供する。

(3) 被災者の PTSD やうつなどの対策のため、「こころのケアチーム」の派遣拡大、専門家等による被災者のメンタルケアに取り組む。その際、子どもや精神障がい者、疾患をもつ者などについては、精神保健福祉士や児童福祉司、スクールカウンセラーなどによるメンタルケアを、特段の配慮をもって行う。併せて、復興作業に従事する労働者やボランティア

の心的ストレス対策を講じる。

- (4) 要介護者、認知症や精神疾患（発達障害を含む）の患者、知的障がい者、子育て世帯を含め、被災者が安心して暮らすことができるよう、避難所における環境の確保を行うとともに、仮設住宅や他の社会福祉施設、介護保険施設などへの円滑な移転をすすめる。また、障がい者等の被災生活における移動支援を確保する。
- (5) 国・地方自治体は、障がい者の情報手段確保について、特段の配慮をする。また、補聴器の電池や電動車いすの充電手段を確保する。
- (6) 国・地方自治体は、被災により事業運営が困難となっている就労系支援施設・事業所などに対する賃金・工賃の支援策を講じる。(7) 震災孤児については、児童相談所などの専門家による心のケアを特段の配慮を持って行うとともに、そのケアを子どもの引き取り手となる保護者や里親を含めて継続的に行うことで、震災孤児が安心して生活できる環境を整備する。併せて、制度周知や里親手当の対象拡大等を通じて、里親制度の活用促進をはかる。
- (8) 被災した認知症の者や障がい者などの権利擁護のため、成年後見制度の活用をすすめるため、費用の公費による支援を行う。また、成年後見人が死亡または行方不明になった場合の対策を講じる。

5. 災害時に人々の命と安全、健康が確保するため、社会保障サービスが継続的に提供されるための防災・減災対策を強化する。

- (1) 被災者の命と安全、健康を確保するための避難体制を確保する。
 - ①認知症、統合失調症、自閉症などの精神疾患をもつ者、障がい者、在宅医療を行っている者などが、周囲への遠慮をせずに避難所で生活できる体制を整える。
 - ②夏場の大規模な災害等に備え、熱中症対策、衛生状態の確保を念頭に置いた避難所運営、避難体制を構築する。また、ドライアイスの製造・確保拠点の計画的な整備を進める。
 - ③避難所における被災者の健康状態を維持するため、マスク、手指用アルコール消毒剤、消毒剤、総合感冒薬、うがい薬等の分散備蓄体制を構築し、衛生環境を保持する。
 - ④医薬品、ワクチン、医療材料、衛生材料、水及び医療用ガス等の分散備蓄体制を構築する。
 - ⑤乳幼児の健康状態を確保するために特に必要となる水、粉ミルク、アレルギー食、清潔な環境など確保に十分配慮した避難体制を確保する。
 - ⑥病院、介護保険施設、居住系サービス、福祉施設等における避難計画・体制を見直すとともに、同計画に基づき職員・入所者等に対する防災教育や避難訓練の実施を徹底する。
- (2) 医療機関及び在宅において安心して医療を受けられる体制を整える。
 - ①停電時に医療提供体制を維持するため、医療機関における非常用電源装置の設置の義務付けとそのための財政支援をはかる。また、停電時の医療機器の安全確保対策、オーダリングシステムや電子カルテを導入している医療機関における停電に関する対策をすす

- める。さらに、医療機関に対する優先的な燃料供給体制を構築する。
- ②災害により機能停止した医療機関に受診していた患者が、他の医療機関で速やかに診療や処方箋の交付を受けられるよう、電子カルテ化の推進とデータのバックアップ体制の構築をはかる。
 - ③たん吸引機、人工呼吸器、酸素発生器、腹膜透析機器、輸液、中心静脈栄養及び経管栄養のポンプなど在宅医療機器のバックアップ電源の普及を進めるとともに、レンタル機器の提供体制の構築と患者への情報提供体制の確保を進める。
 - ④大災害や停電下での地域における血液透析の提供体制を確保するため、水及び透析液を備蓄した透析医療機関の計画的な整備を行い、患者への情報提供を確実に行う。
- (3) 大規模災害、テロ、感染症等による被害に対する医療提供体制を確保する。
- ①大規模な災害、テロなどの緊急時の医療提供体制を確保するため、DMAT（災害派遣医療チーム）による急性期医療の対応に加え、感染症、慢性疾患、精神疾患などに対応した医療チーム体制を構築する。
 - ②災害発生時に機動的な医療提供体制を確保するため、地域医療計画に訪問看護体制を位置づける。
 - ③地域ごとに分娩機関、産科医、助産師、妊婦健診体制を確保し、被災した妊婦の不安を解消する。
 - ④新型インフルエンザなど感染症に対する医薬品を医師、看護師等医療従事者をはじめ社会機能維持者に確実に投与できる体制を確保する。
 - ⑤原子力発電所、核関連施設における事故に対応し、ヨウ素剤、放射性セシウム体内除去剤が確実に提供される体制を確保する。
- (4) 全国的な災害派遣チームの編成や、地域における医療と介護の連携体制の再構築により、災害時に医療・介護サービスの機能を維持できる体制を確保する。
- (5) 国や地方自治体は、災害が発生した場合には発生場所、規模、内容、今後の動向など必要な情報を障がい者に提供する体制を整備する。また、災害時に障がい者と連絡を取り、必要な支援を提供できるようにする。災害情報の提供に当たっては、障がい者の特性に配慮した伝達手段やコミュニティネットワークの整備などが提供されるよう必要な施策を講ずる。
- (6) 医療機関、社会福祉施設、介護保険施設、居住系サービス等の患者・入所者・職員の安全を確保するため、耐震診断および耐震補強工事に対する助成を拡充し、早急な耐震対策を行う。

国土・住宅政策

(災害復興・再生)

<要求の項目>

1. 被災地の復興・再生に向けて、「防災環境未来都市」の基本構想を策定し、防災性が高く、環境に優しいまちづくりを推進する。

- (1) 国・被災地の地方自治体は、被災地の復興・再生に向けて、地域住民の意向を踏まえた上で、防災と環境を融合した「防災環境未来都市」など、まちづくりの基本構想を早急に策定する。
- (2) 国・被災地の地方自治体は、「防災環境未来都市」の実現に向けて、基本構想に基づく大規模な公的事業により、雇用創出（被災失業者の優先雇用と訓練支援）をはかるなど、雇用政策・経済政策と一体となった取り組みを推進する。
- (3) 国・被災地の地方自治体は、基本構想と被災市街地復興特別措置法に基づく被災市街地の復興および津波防災型都市など防災性の高いまちづくりとともに、行政、教育、医療、介護、生活などの機能を集約した効率的なまちづくり（コンパクトシティ）を推進する。
- (4) 国・被災地の地方自治体は、被災状況、地域特性や地理的条件などを踏まえた上で、電線・ガス管・情報通信回線・上下水道管・熱導管などを一括埋設する、共同溝の整備を推進する。
- (5) 国・被災地の地方自治体は、ライフライン（電気・ガス・情報通信・上下水道）の基幹設備や管路の耐震化を進め、災害時におけるバックアップ機能を充実させる。
- (6) 国・被災地の地方自治体は、行政機関が災害時に有効に機能するために庁舎の耐震化や防災化を進め、一時的な避難場所とするとともに、防災拠点としての機能が発揮できるよう整備する。

2. 現行法の改正などにより、被災者の生活再建に対する支援を強化する。

- (1) 国は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を改正し、公営住宅建設の国の補助率（現行 3/4）を引き上げ、被災市町村の負担を軽減する。
- (2) 国は、被災者生活再建支援法を改正し、被災者に対する生活関係経費（最高 100 万円）と居住関係経費（最高 200 万円）を拡大するとともに、年齢や年収、住宅再建の有無などの要件を緩和する。
- (3) 国は、被災市街地復興特別措置法の一部を改正し、住宅の復興に長期間かかることが見込まれるため、公営住宅の入居期間（現行 3 年間）を延長する。

- (4) 国は、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律を改正し、住宅宅地における住宅の建設・購入経費などを支援する集団移転促進事業について、国の補助率（現行 3/4）を引き上げ、被災市町村の負担を軽減する。
- (5) 国は、被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法を改正し、行方不明者が多数であることから、区分所有建物の再建決議の要件（現行議決権の 4/5）を緩和する。
- (6) 国は、被災市街地復興特別措置法を改正し、避難経路や避難用ビルの整備など、津波に対応したまちづくりを行えるようにする。
- (7) 国は、災害対策基本法を改正し、被災者生活再建支援や被災市街地復興にむけて、予算執行やインフラ整備について柔軟に対応できるよう、現地対策本部に大臣クラスの担当者を派遣、あるいは相応の権限委譲がはかれるようにする。

3. 東日本大震災の経験に基づき、防災計画の見直しなどを行う。

- (1) 被災地以外の地方自治体は、災害対策基本法に基づく防災計画の見直しを行うとともに、ハザードマップの作成・公表、地域住民への緊急情報システムを早急に確立する。
- (2) 被災地以外の地方自治体は、災害復興時の市民生活の早期安定に向け、支援体制の強化をはかる。
- (3) 被災地以外の地方自治体は、2005年に兵庫県が始めた、被災者が住宅を再建・補修するための相互扶助の仕組みである「被災者住宅再建共済制度」を創設する。
- (4) 被災地以外の地方自治体は、電気・ガス・通信・上下水道、学校・病院・橋梁・港湾・空港などの施設・設備を改めて点検・整備し、災害時の被害拡大の防止をはかる。

4. 応急仮設住宅・公営住宅などを活用し、被災者の応急的な居住の安定確保をはかる。

- (1) 国は、岩手県、宮城県、福島県が必要としている応急仮設住宅を供給し、被災者の生活基盤を確保する。阪神・淡路大震災時の約 48,000 戸（被災後 7 ヶ月間）を上回る戸数が必要となる可能性もあることから、早急に建設を促進する。
- (2) 国・地方自治体は、公営住宅および都市再生機構の賃貸住宅の空き室約 21,600 戸の活用とともに、民間賃貸住宅の空き室の借り上げを推進する。また、窓口を簡素化するために設置された「被災者向け公営住宅等情報センター」を活用し、被災者の入居の円滑化をはかる。
- (3) 国・地方自治体は、応急仮設住宅での滞在期間が長期化する場合、早急に仮設ではない公的賃貸住宅に移り住むことができるよう、公的賃貸住宅の増設、入居者資格の緩和などをはかる。

5. 土地や持ち家を失った被災者の居住の安定確保をはかる。

- (1) 国・被災地の地方自治体は、「阪神・淡路大震災復興基金」（注1）や「新潟県中越沖地震復興基金」（注2）と同様の基金を設立し、新たに住宅を再建する被災者が二重ローンを抱える場合に、既存および新規の住宅ローンにかかる支払利息を助成することで負担軽減をはかる。
- (2) 国は、住宅金融支援機構や民間金融機関に対し、住宅ローンの返済猶予や金利の引き下げを求める。また、被災者が住宅を再建する際には、金利や保証料の低い「住宅復興ローン」を設定するよう求める。
- (3) 地方自治体は、被災者が再建する住宅について、土地および家屋に係わる不動産取得税および固定資産税の負担を免除する。

（注1）**阪神・淡路大震災復興基金**～1995年4月、兵庫県と神戸市が借り入れた資金を運営財団に無利子で貸しつける形で設立した約9,000億円の基金。運用益で阪神・淡路大震災の被災者の自立を支援する事業などに計3,589億円を助成。

（注2）**新潟県中越沖地震復興基金**～2007年10月、新潟県が借り入れた資金を運営財団に無利子で貸しつける形で設立した約1,600億円の基金。運用益で新潟県中越沖地震の被災者の救済及び自立支援並びに被災地域の総合的な復興対策を進めた。

交通・運輸政策 (災害復興・再生)

<要求の項目>

1. 「防災環境未来都市」のビジョンを策定し、防災性が高く、環境負荷の小さい交通・運輸体系を構築する。

- (1) 国・地方自治体は、防災・減災の観点から、交通基盤の老朽化対策および耐震化に対する支援を拡大し、安全対策を強化する。
- (2) 国・地方自治体は、自家用の交通手段と公共の交通手段との最適な組み合わせ（ベスト・ミックス）により、環境負荷の小さい交通・運輸体系を構築する。

2. 総合的な交通・運輸政策に基づき、交通手段の維持・確保などを支援する。

- (1) 国・地方自治体は、道路・鉄道・航空・海運等の複数の輸送ルートを確認し、アクセスの補完性を担保するための支援を強化する。
- (2) 国は、太平洋と日本海の海上輸送ルートを補完的に活用するため、東西をつなぐ横ぐしのルートとなる、高速道路のネットワークの整備を進める。
- (3) 国・被災地の地方自治体は、「阪神・淡路大震災復興基金」や「新潟県中越沖地震復興基金」と同様の基金を設立し、公共交通が運休・減便・廃止された地域を運行するための経費を補助する。
- (4) 国・地方自治体は、自家用の交通手段を失った被災者が自家用車を購入する際に、補助金の支給や税負担を免除するとともに、金融機関に対して、金利の低い「マイカーローン」を設定するよう求める。
- (5) 国は、東北・北関東方面の高速道路について、他交通機関への影響を考慮した上で、期間を限定して料金を引き下げる。
- (6) 国・地方自治体は、大規模な帰宅難民の発生を防止するため、公共交通機関の体制整備を行う。
- (7) 国・地方自治体は、観光地における風評被害を防止するため、国民ならびに諸外国関係機関へ正確な情報発信を行う。

I C T（情報通信）政策 （災害復興・再生）

<要求の項目>

1. 大規模災害発生時における情報収集や連絡のため、通信手段を確保するための対策を実施する。

- (1) 政府は、通信事業者と協力し、大規模災害からの復旧に必要な電源・物資の確保、輸送体制の整備、資材保管用地確保などに取り組む。
- (2) 政府は、大規模災害等における通信手段の確保に向け、仮設（臨時）の携帯電話無線基地局の設置について、行政手続きの迅速化・簡素化を図る。

2. 大規模災害の発生に備え、通信手段を確保のための対策を実施する。

- (1) 政府・地方自治体は、大規模災害時においても迅速かつ的確に被災状況の把握ができるよう、衛星携帯電話や災害対策用移動通信機器などを防災拠点に常備する。
- (2) 政府は、通信事業者が携帯電話無線基地局などの停電に備えた補助電源などを整備することを支援する。
- (3) 政府は、大規模災害時に臨時災害放送局（ミニFM放送局等）が迅速に開設できるよう、大規模災害時の行政手続きの迅速化・簡略化を制度化する。
- (4) 政府は、通信事業者が共同溝などを活用して地下埋設化を進めることを支援する。
- (5) 政府は、高齢者、障がい者、外国人なども含めて、災害伝言板サービス等の安否確認システムについて周知・徹底を図る。

環境政策

(災害復興・再生)

<要求の項目>

1. 被災した地域を低炭素型社会のモデル地域として、復興・再生をはかる。

- (1) 国・被災地の地方自治体は、地域住民の意向を踏まえた上で、低炭素型社会のモデル地域として、被災地の新たなまちづくりを推進する。
- ①地域におけるエネルギーの最適利用と低炭素型社会モデルの構築に向けて、大規模電源と再生可能エネルギーを最大限活用し分散型電源とエネルギーの面的利用を組み合わせるなど、エネルギーの「地産地消」体制の構築を推進する。
- ②まちおよび集落におけるエネルギーの地産地消をはかるため、太陽光や風力、バイオマス、小水力、潮力など、地域の特性に応じた再生可能エネルギーを高度利用したまちづくりを推進する。
- ③太陽光発電や太陽熱利用、家庭用高効率給湯器や燃料電池などに対する費用補助を行い、環境に優しいまちづくりを推進する。
- (2) 国・被災地の地方自治体は、共同溝の整備により工場などからの廃熱利用をはかる。
- (3) 国・被災地の地方自治体は、被災により発生した廃棄物の処理および再資源化を迅速に推進するため、集積場や処分場、再資源化拠点の整備を早急に行う。

2. 放射性物質による環境汚染の実態を正確に把握し、適切な措置を講じるとともに、社会に対して正確な情報提供を行う。

- (1) 国は、国内外の専門機関との連携をはかりながら、放射性物質による大気汚染・土壌汚染・海底を含む海洋汚染の実態を中期的に観察し、状況に応じた回復のために必要な措置を講じる。
- (2) 国は、放射性物質の環境に対する影響と回復措置などについて、社会に対し正確な情報提供を行う。

3. 消費電力の「見える化」と、実効的な節電行動につながる仕組み作りを推進し、温室効果ガスの排出抑制をはかるとともに、民生部門における低炭素型社会の実現に向け、日本発のモデル事業としての基盤を構築する。

- (1) 国は、蓄積型での節電の見える化および節電行動の成果に対するエコポイントなどのインセンティブ付与により、実効的な節電行動を促進する。また、ポイントを被災者支援に使用できる仕組みを整備する。

(2) 国は、見える化を推進するため、スマートタップやスマートメーターの無償配布など、インセンティブにかかる財源を確保する。

食料・農林水産政策

(災害復興・再生)

<要求の項目>

1. 被災地における農林水産業の復興・再生をはかり、各産業の持続的な発展基盤を構築する。

- (1) 国・被災地の地方自治体は、水産業の復興を推進するため、漁業者および漁業事業者に対する支援を行う。
- ①漁港の早期修復を推進する。また、修復に際しては漁業設備の最新鋭化を進め、持続的な発展基盤の構築への支援を行う。
 - ②漁船を失った被災漁業者の新たな漁船購入を支援するため、購入補助金や低金利融資を実施する。
 - ③養殖事業者における設備費用に対する負担軽減をはかる。
 - ④漁業集落環境整備事業の補助率を拡大し、漁業集落の再生を支援する。
 - ⑤修復が不可能な防波堤は人工漁礁として活用する。
- (2) 国・被災地の地方自治体は、農業の復興を推進するため、農業者および農業事業者に対する支援を行う。
- ①津波により被害を受けた農地について生産性の向上をはかるため、できる限り集約し大規模化を推進する。
 - ②津波による塩害などの汚染被害を受けた農場の復旧方法に関する正確な情報を的確に開示し、詐欺被害などの二次被害を防止する
 - ③塩害の除去費用に対する財政支援を実施するとともに、被災地で収穫された農作物の販売促進を支援する。
- (3) 国・被災地の地方自治体は、林業の復興を推進するため、林業者および林業事業者に対する支援を行うとともに、林業において被災者に対する新たな雇用の創出を推進する。
- ①特に甚大な被害を受け離職せざるを得ない被災者の雇用を確保するため、「緑の雇用」事業を活用し、する。
 - ②被災した木材工場の再建に際しては、集約化などにより、生産性の高い持続可能な産業基盤を構築するとともに、住宅建築などに必要な木材の安定的な供給を確保する。
 - ③森林整備に必要な高性能機械を森林事業体に対し貸与する。
 - ④被災地域における森林整備補助を拡充し、国産材の利用促進をはかるとともに、民間事業者における利用促進を支援する。
- (4) 国・被災地の地方自治体は、農林水産業の早期な復興・再生と、従事者の生活再建を支援するため、特段の配慮を持って財政的な支援を講ずる。
- ①農業における農業災害補償法および天災融資法、漁業における漁業災害補償法および漁

船損害等補償法、天災融資法に関する保障について手続きの簡素化をはかり、農業者・漁業者の速やかな生活再建を支援する。

- ②震災により作付けが不可能になった農業者および農業事業者について、農機具ローンなどの支払い猶予措置を実施する。
- ③震災によって船を失った漁業者および漁業事業者について、船および漁具類に対するローンの支払いを猶予する。
- ④震災によって被災した水産物の養殖事業者について、養殖設備などに対するローンの支払いを猶予する。

2. 放射性物質による農林水産業・食品産業の被害を軽減するとともに、食の安心・安全を確保する。

- (1) 国・被災地の地方自治体は、放射性物質による農林水産業や食品産業の被害救済と産業の復興・再生をはかる。
 - ①放射性物質によって汚染された農地に関して、「農用地の土壌の汚染防止に関する法律」が適用できるよう早急に法律を改正し、排土・客土・水源転換・転用などの対策を早期に実施する。その際の費用負担は、公害防止事業費事業者負担を援用する。
 - ②原子力災害賠償法にもとづき、暫定基準値を超えた放射性物質の検出に伴って出荷停止・自粛措置をとった農林水畜産物に関する補償を行うとともに、放射性物質が検出されないにもかかわらず、価格が著しく下落した農林水畜産物に関してもその補償の範囲に含める。
- (2) 国は、食品摂取と放射線との関わりや健康影響などについて、客観的で分かりやすい情報発信を行い、国民の安心の確保に万全を期す。
- (3) 国・被災地の地方自治体は、放射能物質の影響が及ぶ地域・産地で生産される食物の安全性について適切な検査を行い、必要な措置の実施を通じて食の安心・安全を確保するとともに販売促進を支援する。
- (4) 国は、諸外国に対し国内の対策や食品の安全性について丁寧に正しく伝え、輸出食品に対する風評被害や不信感を払拭する。

消費者政策

(災害復興・再生)

<要求の項目>

1. 放射性物質の影響が懸念される地域・産地で生産される製品の安全性の確認を徹底し、分かりやすく正確な情報提供を通じて、消費者の安心・安全を確保する。

- (1) 国は、食品摂取を含めた日常生活と放射線との関わりや健康影響などについて、客観的で分かりやすい情報発信を行い、国民の安心の確保に万全を期す。
- (2) 国・被災地の地方自治体は、農水産物や加工食品をはじめとした、放射性物質の影響が懸念される地域・産地で生産される各種製品に関する観測体制を整備・強化し、消費者の安心・安全を確保する。
 - ①放射性物質の影響が懸念される地域・産地で生産される製品に対する適切な検査を行い、安全性の確認を徹底する。
 - ②安全性が担保されない製品については、出荷制限・摂取制限などの適切な措置を行う。
 - ③出荷された製品は安全であることを消費者に対し分かりやすく丁寧に広報を行い、風評被害を防止する。
- (3) 国・地方自治体は、市場における需給の混乱に乗じた便乗値上げを防止するための監視体制を強化する。
- (4) 国・地方自治体は、国民生活センター・消費生活センターと連携をはかり、募金やカンパにおける詐欺行為や災害復興に関わる悪質商法などに対する監視体制を強化するとともに、消費者に対して注意喚起を行う。

行政・司法改革 (災害復興・再生)

1. 被災した自治体と政府は、協力して、災害復興・再生に向けた体制を確立する。

- (1) 政府は、被災した自治体の意向を十分にくみとった上で、生活再建、雇用・就労回復、地域の経済・産業再生、土地再生等を盛り込んだ復興・再生の基本方針を策定する。基本方針を踏まえ、政府は、災害復興・再生に必要な物資・人材・財政等について、最大限の支援を行う。
- (2) 政府に復興対策本部を設置し、省庁縦割りを排除した司令塔としての役割・権限を付与する。そのもとに基本方針の実行を担う推進組織を設置する。被災地にそれらの地域拠点を設置し、地方自治体との連携を密にする。
- (3) 復興・再生にオール・ジャパン体制で取り組めるよう、専門家、与野党政治家、被災地域の代表、労使代表などの人材を積極登用する。

2. 被災した自治体と政府は、協力して、被災地域の行政システムの再建と被災者に対する行政サービスの確保に取り組む。

- (1) 政府と全国の自治体は、被災自治体の行政拠点の再建を全面的に支援する。基本的な自治体機能の回復のため、全国的な支援体制を確立する。行政機能が壊滅的被害を受けた自治体については、県等が当該自治体の事務を代行できるようにする。関係組織で協力して、条例や戸籍正本、課税台帳等の復元をはかる。また、計画避難など住民が移動せざるを得ない場合は、できるだけ地域コミュニティーを維持した形で避難所の地域選定をおこなうとともに避難先の都道府県や市町村で公共サービスが受けられるようにする。
- (2) 罹災証明書の早期発行、同台帳の整備、被災者の生活再建支援等の手続きの簡便化をはかる。避難している場所・地域にかかわらず、被災者に必要な情報・支援が提供されるよう、全国の自治体、関連機関が協力して「被災者カルテ」を整備する。
- (3) 被災地域に国の総合出先機関を設置し、地方自治体と連携し、地域のニーズ把握、情報収集及び国の業務にかかる窓口対応のワンストップ化をはかる。
- (4) 避難・退避区域においては、国と県が協力して、犯罪の予防、交通の規制など社会秩序の維持をはかるとともに、インフラ設備等の点検・修復・整備等の対応が必要な場合、作業員の安全が十分確保されるよう適切な基準を設け対策を講ずる。
- (5) 被災した自治体に対する人的支援や事務の代行、被災者に対する公共サービスの提供、被災者の受け入れ等に要する費用は、国が基本的に負担する。なお、被災した自治体の事務作業を増やさないように必要な組織に直接費用を交付する。

3. 被災した自治体と政府は、安全にボランティアに参加でき、その力を有効に役立てることのできる仕組みをつくる。

- (1) ボランティア・コーディネータを配置し、被災地ボランティアの活用・参加に関するマネジメント機能を強化する。
- (2) 政府の震災ボランティア連携室、被災地のボランティアセンターを基軸に、ボランティアの募集・参加・配置・効果的な活動について関係団体のネットワークを強化する。
- (3) 企業、官公庁、教育機関等、多様な職域・職場からのボランティア参加を可能とするよう、経営者・首長・施設長等の理解と支援を促進する。
- (4) ボランティア参加者に対する、安全確保対策や参加ルールなど基礎的情報提供を行う。

4. 被災した自治体と政府は、被災地の復興・再生のために使い勝手のよい予算措置を講じる。

- (1) 特別交付税を増額する。国と地方の協議の場等を通じて、配分決定プロセスの透明化をはかる。
- (2) 被災地の復旧事業等に対する国庫補助率を引き上げるとともに、補助対象範囲についても基本方針等を踏まえ幅広くとらえる。がれきの撤去等に要する費用は、国が全額負担する。
- (3) 被災地が主体的となって復興・再生をはかるため、新たな基金の設置や新たな交付税の創設について検討する。
- (4) 義援金配分委員会を立ち上げ、考え方を整理し、被災者に公平かつ早急に義援金を配分する。
- (5) 国や県は、計画避難の対象自治体等の直面する課題について、きめ細かに意見を聞き、必要な対応を行う。

教育政策

(災害復興・再生)

<要求の項目>

1. 被災地における文教施設の復旧を迅速に推進し、子どもが安心して学ぶことができる教育環境を整備する。

- (1) 国・被災地の地方自治体は、被災を受けた文教施設およびその機能の復旧を推進する。
- ①倒壊した学校施設を優先的に、被災した文教施設の復旧を、立地場所などに関する慎重な検討を加えた上で推進する。
 - ②避難先となっている学校施設をはじめ、被災した文教施設の耐震性を検証し、必要に応じた耐震補強工事を実施する。
 - ③復旧までの間に学校教育で使用する、代替教室などの確保を迅速に行う。
 - ④避難者に対する応急仮設住宅の供給などを迅速に行い、教室・体育館などの学校設備の正常機能の復旧に努める。
- (2) 地方自治体は、被災地ならびに避難先における教職員の指導体制を充実し、状況に応じた教育環境の整備をはかる。

2. 被災による教育の格差や将来の進路選択への影響が発生しないよう、教育費に関する公的支援の拡充を図り、子どもの就学機会を確保する。

- (1) 国・地方自治体は、被災による教育の格差が発生しないよう、教育費に関する公的支援の拡充などを通じて、子どもの就学機会を確保する。
- ①被災による経済的理由により、児童・生徒の就学が困難とならないよう、就学援助金の支給を行う。
 - ②保護者の就業や家計状況の急変により、幼稚園・高等学校・大学等での修学を断念することがないように、学校に対する授業料・入学料の減免・延納措置の指導・支援を行う。
 - ③義務教育終了後の学生に対する、無償給付型や地域特別枠を含む公的奨学金制度の拡充を行う。

3. 安全の確保と心身の健康の維持を前提に、状況に応じた弾力的な学校教育を推進するとともに、被災地の復興・再生および将来の地域活性化を担う人材の育成をはかる。

- (1) 教育委員会・学校は、被災地における学校教育について、その実態を踏まえた弾力的な運用を行う。
- ①被災地における学校や通学路を取り巻く環境を踏まえ、子どもならびに教職員の安全の

確保と、心身の健康の維持を優先した学校教育を行う。

②被災による心的ストレスを抱える子どもの把握、メンタルヘルスへの適切な対応を行うために、養護教諭・スクールカウンセラーの配置・拡充などの環境整備を推進する。

③新たな「学習指導要領」の段階的な実施にあたっては、状況に応じた弾力的な運用をはかる。

④被災した学生などの進級・進学・就職等に不利益が生じないように、入学試験、単位の認定、学位および卒業の認定などにあたっては弾力的に対処する。

(2) 学校と地域が連携し、地域の復興・再生を担う人材の育成に向けた教育を推進する。

①地方自治体は、被災地の復興・再生および将来の地域活性化を担う人材の育成に向け、産学一体となった地域に根ざした社会的教育基盤の構築ならびに教育プログラムの確立を推進する。

国際政策

(災害復興・再生)

<要求の項目>

1. 防災対策・復興支援にあたっては、外国人など災害弱者に配慮し、公平で差別のない対応を行う。

- (1) 今後の防災計画の見直し整備にあたっては、「災害弱者」の救済に重点を置くとともに、とりわけ外国人にも配慮した各種言語による防災情報の提供や広報体制を強化する。
- (2) 救援活動や仮設住宅の入居、生活支援等の復興に際して、外国人に対する差別的な対応がなく、人権に配慮した措置を講ずる。

2. 民間ボランティア、各国の援助隊・関係機関と連携し、迅速な支援体制を確立する。

- (1) ボランティア活動の拡充を図るために、関係省庁、自治体とNPO、労働組合等のボランティア活動を行う主要な団体と定期的に協議を行う体制整備を行う。
- (2) 各国からの緊急援助隊、国際機関等に対して、政府（緊急災害対策本部）、関係省庁は被災情報等を迅速に提供するとともに、連携した体制整備を行う。また、災害復旧・復興への対応方法・情報についてNPO、関係者・団体等と共有化をはかり、国際協力・支援においても活用出来るよう整備する。
- (3) 風評被害を防止するため、災害やその影響について海外に正確・迅速な情報発信を行う。

原子力発電所事故への対応（再掲）

（災害復興・再生）

<総論：Ⅳ－２．主な政策の柱（３）>

1. 政府は、原子力発電所事故の収束及び避難の長期化・二次被害への対策を講じる。

- (1) 福島第1原子力発電所事故の収束に向けてあらゆる対策を講じる。
- (2) 作業従事者の安全衛生体制に万全を期するため、緊急時の受入対応医療機関の設定および救急搬送体制の確立をはかる。
- (3) 放射性物質の分布実態にそって避難区域のあり方を見直すとともに、当該地域の労働者、とりわけ屋外作業者を意識して、適切な基準・行動指標を設定・明示する。
- (4) 避難者及び避難地域周辺の居住者に対し、必要な情報を正確・迅速に伝える。
- (5) 避難地域の拡大に備え予め避難先を確保するなど、居住者の安全・安心の確保に万全を期す。
- (6) 健康被害防止のための検診や万一の場合における医療の提供等の支援制度を確立する。なお、とりわけ成人より放射線の影響を受けやすいとされる乳児や児童については、放射線の影響に関するモニタリングを慎重に行った上で、安全に十分配慮した対応をとる。
- (7) 農水産物の放射性物質測定とそれに基づく出荷の可否の判断については、国が防災基本計画や原子力災害対策特別措置法に基づき、測定結果を迅速に発表すると同時に、適切な指示を出す。
- (8) 国は、地震・津波・原子力事故の複合的要因を考慮し、生活支援・居住支援・教育支援・賠償方針等を策定し、その方針の下で、原子力損害賠償法に基づき、事業者と一体となって誠意をもって賠償を実施する。
- (9) 国内外における原発事故による農林水産物・工業製品・観光などの風評被害の防止について、国は積極的な役割を果たす。国内流通品や輸出品の放射線量にかかる基準を設定するとともに、福島県沖の放射線量の測定・情報開示、それらを考慮した太平洋航路の設定などを行う。

<産業政策>

1. 政府は、東日本大震災の被災地域の復旧・復興にあたり、地域の中核を担う産業の再生にむけて、可及的速やかな対応に努めるとともに、中・長期的な地域全体の復興を視野にいれた対応を行う。

- (1) 公正・透明・自由な国際経済活動に資するためにも、福島原子力発電所事故に関連して、国際原子力機関（IAEA）などと連携をはかり、正確かつタイムリーな情報の発信を行うとともに、貿易相手国に対して冷静な対応を要請するなど風評被害を極小に抑えるようあ

らゆる手段を講じる。

2. 大規模災害時などにおいても、可能な限り電力の安定的供給を確保するための対策を実施する。

- (1) 電力供給不足に対応した計画停電は、経済活動、雇用などに甚大な影響を及ぼすことから、政府は、法的な規制も含めた多様な電力供給増加・需要抑制策を組み合わせることで需給ギャップを縮小し、可能な限り計画停電を回避する政策を実施する。特に、法的な規制が及ばない小口需要家や家庭・個人については、適切な節電方法とその効果の周知を図るなど、実効性ある対策を進める。
- (2) 政府は、各産業・企業が電力需要抑制のために操業調整などを行う場合、調整の実効性を上げるため、積極的に関与する。
- (3) 政府は、産業・企業における操業時間・営業時間の調整が独占禁止法に抵触しないための措置を実施する。
- (4) 政府は、企業が電力需要抑制のために労働時間のシフトや勤務形態の変更などを行う場合、雇用調整助成金の要件緩和や都道府県労働局による指導・助言の強化など、総合的な支援を行う。
- (5) 政府は、企業や第3セクターなどが保有する既存の発電設備の最大限の利活用及び再生可能エネルギー・分散型発電の新規導入に対して制度面・予算面での支援を行う。
- (6) 政府・地方自治体は、電気事業者が供給力増強のために計画する火力発電所などの再稼働・新增設について、行政手続きが迅速に行われるよう配慮する。
- (7) 政府は、電気事業者に対し、利用者が契約アンペアを自主的に引き下げることを目的とした料金政策を検討することを指導する。
- (8) やむを得ず計画停電（輪番停電）が行われる場合には、政府は、電力事業者に対し、経済活動や医療、公共交通機関などに配慮するとともに、早期に情報提供を行うよう指導する。

3. 企業における事業継続管理（BCM）の普及・促進を支援する。

- (1) 地震・津波・火山噴火などの自然災害、パンデミック（感染症の世界的流行）、大規模停電、大規模システム障害、テロなど災害や事故の発生時における事業継続や事業復旧に関する企業等のリスクマネジメント（事業継続管理：BCM）の普及・促進を支援する。

<雇用・労働政策>

1. 復旧・復興および原子力発電所事故対応等における労働安全衛生対策を強化し、労働者の安全と健康を守るために万全を期す。

(1) 福島第一原子力発電所の事故対応に従事するすべての労働者への労働安全衛生対策を強化する。

① 発電所内で作業にあたるすべての労働者の安全確保は、第一義的には事業者および原子力事業者が行うべきものであるが、未曾有の事態であり、国の責任として、救急医療体制の整備など、必要な役割を果たす。

② 発電所内で作業に当たる労働者の被ばく線量については、電離放射線障害防止規則に則って管理を徹底するよう指導を強化する。特に、内部被ばく防止策とホールボディカウンターによる管理を徹底するよう指導・監督する。また、国としても十分な数のホールボディカウンターの確保に向け支援する。

③ 作業にあたる労働者の過労防止のため、交替要員の確保など、当該企業が必要な措置をとるよう、指導・監督する。

④ 電離則に規定された安全衛生教育を、作業にあたるすべての労働者に徹底させる。また、今回に限った措置として、緊急作業時における実効線量の限度を 100mSv から 250mSv に引き上げたことに対応し、電離則に定められた教育の内容および時間数を拡充する。

⑤ 放射線被ばくについては、長期的な健康管理が必要であり、離職後を含めて長期的に被ばく線量を管理できるデータベースを早急に構築し、これに基づいて健康管理を実施する。

⑥ 作業にあたるすべての労働者に対して、熱中症対策や作業環境の改善などの健康管理体制を確立するとともに、メンタルヘルス対策にも万全を期すよう指導する。また、国としても必要な援助を行う。

⑦ 被ばく線量の限度との関係で、一定期間原発業務に従事できなくなる労働者に対する、解雇などの不利益な取り扱いがないよう、当該企業への指導を徹底し、企業による配置転換、職業訓練や転職支援に対して、必要に応じて国としての助成を行う。

(2) 警戒区域、計画的避難区域およびその周辺で働くことを余儀なくされた労働者に対する労働者への安全衛生対策を強化する。

① 一定の放射線量を超える環境下で働く労働者に対しては、保護具の装着、被ばく線量の管理、上限の設定、健康診断の義務づけなど、電離放射線障害防止規則を準用する。

② 上記以外の場合であっても、周辺区域で働く労働者の安全確保のために必要な措置を定めたガイドラインを示す。

(3) 原発事故収束までに長期間を要し、多数の労働者が働くことが予想されるため、放射線量や健康への影響などについて、政府として一元化された正確な情報の開示を行う。

(4) 文部科学省の「放射線審議会」に労働災害の専門家を委員に加えるとともに、今回の事故に対応するための措置として、労働政策審議会労働安全衛生分科会の下に特別の「部会」

を設置して定期的に開催し、状況報告と対策を議論できるようにする。

＜福祉・社会保障政策＞

1. 被災者が必要な社会保障サービスを確実に受けられるよう、社会保障制度の手続き等運用に関する特別措置を行う。

(1) 被災した公的年金の被保険者、受給者および企業に対する特別措置を講じる。

- ①国民年金保険料の免除について、被害金額の算定（住宅、家財の価格のおおむね1/2以上）の迅速且つ柔軟な対応を行う。また、福島原発の影響による避難者に対しても柔軟な対応を行う。

2. 災害時に人々の命と安全、健康が確保するため、社会保障サービスが継続的に提供されるための防災・減災対策を強化する。

(1) 大規模災害、テロ、感染症等による被害に対する医療提供体制を確保する。

- ①大規模な災害、テロなどの緊急時の医療提供体制を確保するため、DMAT（災害派遣医療チーム）による急性期医療の対応に加え、感染症、慢性疾患、精神疾患などに対応した医療チーム体制を構築する。
- ②原子力発電所、核関連施設の周辺住民にヨウ素剤、放射性セシウム体内除去剤が確実に提供される体制を確保する。

＜環境政策＞

1. 放射性物質による環境汚染の実態を正確に把握し、適切な措置を講じるとともに、社会に対して正確な情報提供を行う。

(1) 国は、国内外の専門機関との連携をはかりながら、放射性物質による大気汚染・土壌汚染・海洋汚染の実態を中期的に観察し、状況に応じた回復のために必要な措置を講じる。

(2) 国は、放射性物質の環境に対する影響と回復措置などについて、社会に対し正確な情報提供を行う。

＜食料・農林水産政策＞

1. 放射性物質による農業・水産業・食品産業の被害を軽減するとともに、食の安心・安全を確保する。

(1) 国・被災地の地方自治体は、放射性物質による農業・水産業・食品産業の被害の救済と回復をはかる。

- ①放射性物質によって汚染された農地に関して、「農用地の土壌の汚染防止に関する法律」を適用し、排土・客土・水源転換・転用などの対策を早急を実施する。その際の費用負担は、公害防止事業費事業者負担を援用する。
 - ②原子力損害賠償法にもとづき、暫定基準値を超えた放射性物質の検出に伴って出荷停止・自粛措置をとった農畜産物に関する補償を行うとともに、放射性物質が検出されないにもかかわらず、価格が著しく下落した農畜産物に関する補償の範囲に含める。
- (2) 国は、食品摂取と放射線との関わりや健康影響などについて、客観的で分かりやすい情報発信を行い、国民の安心の確保に万全を期す。
 - (3) 国・被災地の地方自治体は、放射能物質の影響が及ぶ地域・産地で生産される食物の安全性について適切な検査を行い、必要な措置の実施を通じて食の安心・安全を確保する。

<消費者政策>

1. 放射性物質の影響が懸念される地域・産地で生産される製品の安全性の確認を徹底し、分かりやすく正確な情報提供を通じて、消費者の安心・安全を確保する。

- (1) 国は、食品摂取を含めた日常生活と放射線との関わりや健康影響などについて、客観的で分かりやすい情報発信を行い、国民の安心の確保に万全を期す。
- (2) 国・被災地の地方自治体は、農水産物や加工食品をはじめとした、放射性物質の影響が懸念される地域・産地で生産される各種製品に関する観測体制を整備・強化し、消費者の安心・安全を確保する。
 - ①放射性物質の影響が懸念される地域・産地で生産される製品に対する適切な検査を行い、安全性の確認を徹底する。
 - ②安全性が担保されない製品については、出荷制限・摂取制限などの適切な措置を行う。
 - ③出荷された製品は安全であることを消費者に対し分かりやすく丁寧に広報を行い、風評被害を防止する。

<国際政策>

1. 民間ボランティア、各国の援助隊・関係機関と連携し、迅速な支援体制を確立する。

- (1) 風評被害を防止するため、災害やその影響について海外に正確・迅速な情報発信を行う。

**Japanese Trade Union Confederation
(JTUC-RENGO)**



この印刷物で本文に使用している用紙は、
森を元気にするために間伐した木材の
有効活用に役立っています。